

介護福祉士が事業所において、喀痰吸引業務を行うまでの流れ

介護福祉士であり、医療的ケアの研修を修了しているか。

平成28年度以降に介護福祉士の資格を取得した者は、実務者研修(医療的ケア)を修了しています。
平成27年度以前に介護福祉士の資格を取得した者は、医療的ケアまたは実務者研修を修了していない可能性があるので、必ず書面で修了を確認してください。

はい

いいえ

就労事業所が「登録喀痰吸引等事業者」であるか。

就労事業所が福岡県に「登録喀痰吸引等事業者」の登録を受けているか確認してください。

登録研修機関にて
基本研修(講義50時間+演習)を受講

はい

いいえ

就労事業所(登録喀痰吸引等事業者)において、必要な行為の
実地研修を受講。

※「登録特定行為事業者」は実施することが出来ません。

就労事業所(登録喀痰吸引等事業者)から「実地研修修了証」の交付を受ける。

審査方法等については、登録喀痰吸引等事業者の申請をされた際に提出した「実地研修実施方法書」に従って実地研修を実施してください。

登録研修機関にて実地研修を受講。
登録研修機関から「喀痰吸引等研修修了証」の交付を受ける。

(公財)社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等行為の登録申請を行う。

申請を行えば、喀痰吸引等行為が登録証に記載されます。
登録証に記載された行為が実施可能です。

福岡県へ認定特定行為業務従事者認定証の交付申請を行う。
認定証の交付を受けた行為が実施可能です。

<就労事業所(登録喀痰吸引等(登録特定行為)事業者)について>

就労事業所は、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)変更登録届出書」により、喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿の変更を行う必要があります。

○ご注意ください

以下の場合には登録の取り消し又は業務停止等の処分対象となることがあります。

- ・実地研修が終了していない介護福祉士に喀痰吸引等業務を行わせた場合
- ・介護福祉士に対して、要件を満たさない実地研修を実施、修了証を交付した場合
⇒登録事業者の登録取消し等(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の7)
- ・介護福祉士が実地研修を受けずに喀痰吸引等を行った場合は、信用失墜行為違反となり、登録の取消し又は名称使用停止など行政処分の対象となることがあります。
⇒介護福祉士等の信用失墜行為の禁止(同法第45条)